令和６年１１月市議会　総務委員会資料

第１３１号議案　長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

＜目次＞　ページ

１　改正する条例 …… P2
２　改正理由 …… P2
３　改正内容 …… P2～5
４　施行期日 …… P5
５　新旧対照表 …… P6～13

総　務　部

令和６年１１月

１　改正する条例

長崎市職員退職手当条例

２　改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 26 号）により、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部が改正され、国家公務員を退職した「失業者の退職手当」（３ページ参考①参照）の給付内容の見直しが行われたことに伴い、本市の職員についても同様の措置を講じようとするもの。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」が創設されることから、関係条文の整理をする必要があるもの。

３　改正内容

（１）就業促進手当の給付内容の見直しによる関係条文の整理（条例第 11 条第 11 項第 4 号）

雇用保険法に基づく就業促進手当は、失業給付受給者の早期再就職を促すことを目的とする制度である。このうち、安定した職業以外の職業への就職を促すための「就業手当」については、全国的な人手不足の状況下において、安定した職業以外の職業への就職を政策的に促す意義が薄れたなどの理由から廃止されることとなった。この廃止に伴い国家公務員退職手当法が一部改正（令和７年４月１日施行）されることから、その内容に準じて、同様の措置を講じるもの。

【参考①】「失業者の退職手当」

職員が退職した場合において、退職時に支給された「一般の退職手当」（B）が雇用保険の基本手当等の「失業等給付」（A）に満たない場合に、その差額分（A-B）を限度として支給する制度である。

（イメージ図）

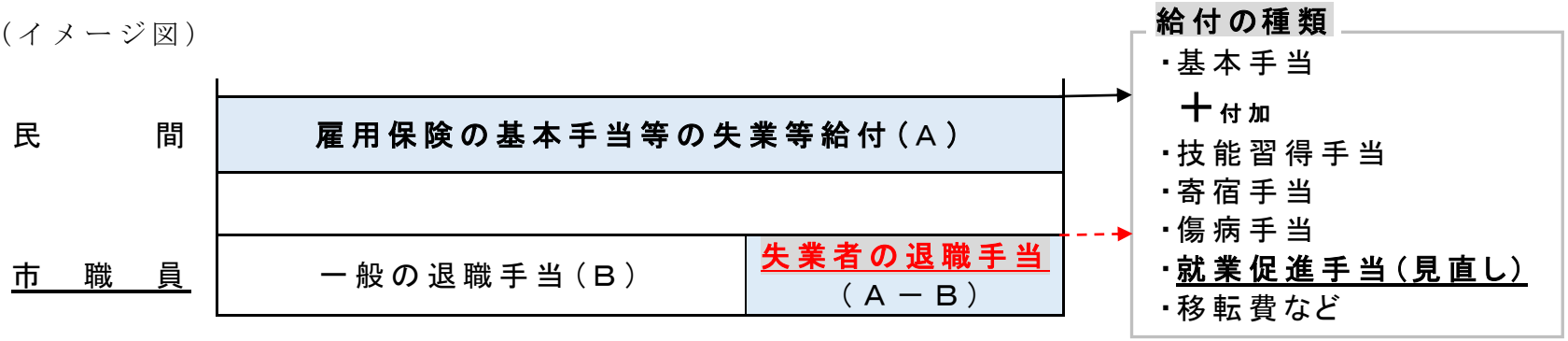

【参考②】就業促進手当の見直し内容

就業促進手当　早期再就職を促進することを目的とし、「就業手当」等が支給される

	概要	
就業手当	安定した職業以外の職業に就いた場合など要件を満たすことで支給	廃止
再就職手当	安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合など要件を満たすことで支給	
就業促進定着手当	安定した職業に就き再就職手当の支給を受けた者であるなどの要件を満たすことで支給	

【参考③】「就業促進手当」のイメージ図

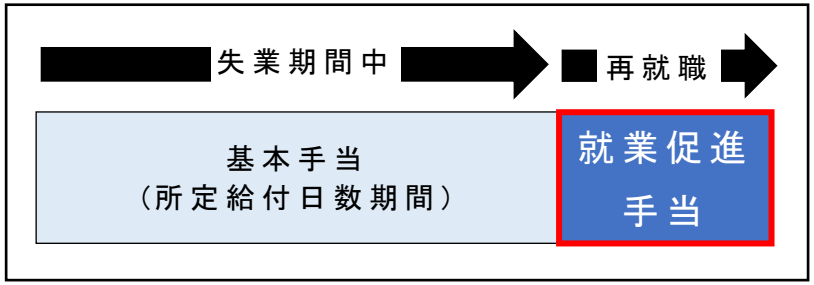

（２）地域延長給付（暫定措置）の延長による関係条文の整理（条例附則第 39 項関係）

雇用保険法に基づく地域延長給付（暫定措置）の対象が令和７年３月３１日以前の退職者から令和９年３月３１日以前の退職者までと２年間延長され、これに伴い国家公務員退職手当法が一部改正（令和７年４月１日施行）されることから、その内容に準じて、同様の措置を講じるもの。

地域延長給付・・・雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住するなどの要件を満たす者に対して、基本手当の給付日数が延長されるもの。

＊令和 6 年 11 月 1 日現在で長崎県内の地域は指定されていない。

【参考】「地域延長給付」のイメージ図

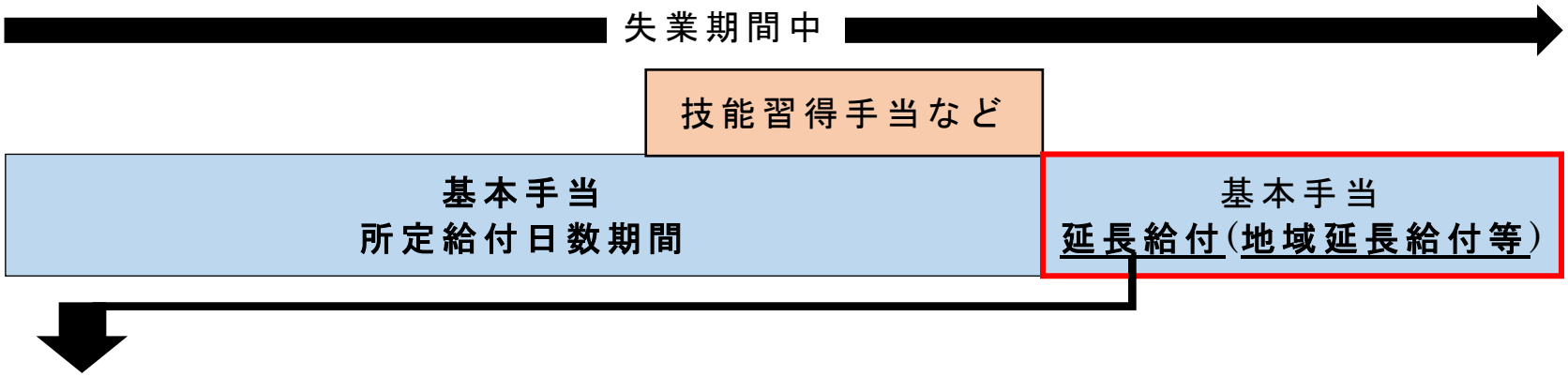

延長給付は、その者の個々具体的な事情やその時の雇用事情等によっては所定給付日数分の基本手当の支給のみでは必ずしも十分でない場合があるため、雇用保険法において給付日数の延長措置を定めている。

（３）懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑の創設による関係条文の整理

（条例第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項）

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）により、刑法の一部が改正され、刑事施設における受刑者の改善更生及び再発防止に向けた処遇の充実を図るため、「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」が創設されることとなった。このことにより、本市の条例中に定められている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めるもの。（本条例の条文に「懲役」の用語は規定されていない。）

４　施行期日

・国家公務員退職手当法改正関係による箇所（３（１）、（２））　令和７年４月１日（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行日と同日）

・刑法改正関係による箇所（３（３））　令和７年６月１日（刑法等の一部を改正する法律の施行日と同日）

５　新旧対照表

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第１１条　〔略〕 ２～１０　〔略〕 １１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3)〔略〕 (4)　安定した職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6)　〔略〕 １２～１７　〔略〕 （退職手当の支払の差止め） 第１３条　退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支	（失業者の退職手当） 第１１条　〔略〕 ２～１０　〔略〕 １１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3)〔略〕 (4)　職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6)〔略〕 １２～１７　〔略〕 （退職手当の支払の差止め） 第１３条　退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支

払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2)〔略〕

2～4〔略〕

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)〔略〕

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公

払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2)〔略〕

2～4〔略〕

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)〔略〕

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴

訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3)〔略〕

６～１０〔略〕

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に

を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3)〔略〕

６～１０〔略〕

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処

処せられたとき。	せられたとき。
(2)・(3) 〔略〕	(2)・(3) 〔略〕
2～6 〔略〕	2～6 〔略〕
（退職をした者の退職手当の返納）	（退職をした者の退職手当の返納）
第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
(2)・(3) 〔略〕	(2)・(3) 〔略〕

２～６〔略〕	２～６〔略〕
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）
第１７条〔略〕	第１７条〔略〕
２・３〔略〕	２・３〔略〕
４　退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	４　退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
５～８〔略〕	５～８〔略〕
（令和９年３月３１日以前に退職した職員の退職手当の取扱い）	（令和７年３月３１日以前に退職した職員の退職手当の取扱い）

39　令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ〔略〕 ウ〔略〕 」とする。 附　則 （施行期日） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 ⑴　第１１条第１１項第４号及び附則第３９項の改正規定並びに次項の規定　令和７年４月１日 ⑵　第１３条第１項第１号及び第５項第２号、第１４	39　令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ〔略〕 ウ〔略〕 」とする。

条の見出し及び同条第１項第１号、第１５条第１項第１号並びに第１７条第４項の改正規定並びに附則第３項の規定　令和７年６月１日

（経過措置）

２　改正後の長崎市職員退職手当条例第１１条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した長崎市職員退職手当条例第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって前項第１号に掲げる規定の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の長崎市職員退職手当条例第１３条第１項及び第５項、第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第４項並びに長崎市職員退職手当条例第１

７条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。	